

受領 令和7年11月27日 10時58分

通告番号(4)1/2

令和7年11月27日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議會議員
比嘉幸雄 印

一般質問通告書

第548回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 小学校のPFI法による校舎建設について</p> <p>(1) 事業計画概要を求める。</p> <p>ア 事業の目的</p> <p>イ 事業の内容</p> <p>ウ 事業効果</p> <p>エ 事業スケジュール</p> <p>(2) 村立図書館のPFI法による整備と、小学校のPFI法による校舎建設において違いがあるか。</p> <p>(3) 事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も本村の財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合、校舎建設事業はどうなるか。</p> <p>(4) 「民間資金等の活用による、公共施設等の整備等の促進に関する法律」PFI法適用による公共施設の整備は本村では村立図書館が整備されたばかりである。連続して小学校がPFI法による校舎建設を目指すと、設計業者・建築業者(建築、電気設備、機械設備)では村内業者の公共工事からの締め出しにならないか危惧する声がある。村内業者に何と説明するか。</p>	

通告番号（4）2/2

質問要旨	答弁を求める者
<p>2 読谷村不法投棄条例について</p> <p>(1) 条例の目的と概要の説明を求める。</p> <p>(2) 具体的な対策として村職員による巡回パトロールはどのように実施されているか。</p> <p>(3) 不法投棄されやすい場所への24時間体制の監視カメラの設置状況は。</p> <p>(4) 村民からの通報による早期発見と撤去は。</p> <p>(5) 悪質な場合、警察と連携して対処した事例はあるか。</p> <p>(6) 不法投棄罰則規定は。</p> <p>(7) 村内不法投棄場所を何箇所把握しているか</p> <p>(8) 条例によると、不法投棄の早期発見には村民からの通報が欠かせず、協力が呼びかけられている。不法投棄を見かけた際不法投棄が行われた現場は役場・警察への通報が推奨されている。その後はどうなるか。</p>	
<p>3 国道58号の安心・安全について</p> <p>(1) 横田入口に右折レーンを設置要請すべきでは。</p> <p>(2) 喜名交差点嘉手納弾薬庫から国道に出る優先通行が分かりにくい。看板を設置しては。</p> <p>(3) 伊良皆北交差点中央残波線に右折レーン延伸を設置要請すべき、時間帯で通行車が追越し車線まで溢れている。</p> <p>(4) 伊良皆交差点右折レーンの延伸工事の進捗は。</p> <p>(5) 比謝ローソン前交差点渋滞解消の比謝～牧原線右折レーン整備の可能性は。</p> <p>(6) 比謝橋の建築年は築何年か。老朽化状況は。</p> <p>(7) 国道の草刈りについて、その発注方法について登り車線が刈られその後何日も中央分離帯や下り車線は手付かずで、部落内はいっ�んに除草できないか。1M近く草が伸びて安全確認ができない。</p> <p>(8) 国道58号読谷道路における、雑草繁茂についてその状況がみられた場合はその都度、南部国道事務所へ要請を行うとの答弁(第510回定例会)です。現状の状況で要請は行なったか。</p>	
<p>4 「義烈空挺隊玉碎之地」の慰靈碑が現在の場所に設置された経緯と借用期間を更新出来ない理由の説明を求める</p>	